

木曾岬町告示第50号

木曾岬町金額入り工事設計書の情報提供に関する要綱を次のように定める。

令和6年6月7日

木曾岬町長 加藤 隆

木曾岬町金額入り工事設計書の情報提供に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、木曾岬町情報公開条例（平成12年木曾岬町条例第25号。以下「条例」という。）第1条の理念に基づき、町が発注し請負契約を締結した建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）に係る金額入り工事設計書（以下「金入り設計書」という。）の情報提供（以下「情報提供」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(情報提供の対象)

第2条 情報提供の対象となる金入り設計書は、情報提供を申請する日の属する年度又は情報提供を申請する日の前年度において、請負契約の相手方と契約を締結したものいう。

(情報提供の申込手続)

第3条 情報提供を申し込む者は、金入り設計書情報提供申請書（別記様式）を金入り設計書に係る事業を担当する課ごとに提出しなければならない。

(情報提供の方法)

第4条 金入り設計書の情報提供は、紙又は電磁的記録による交付（以下

「写しの交付」という。)又は閲覧の方法により行うものとする。

(情報提供の費用負担)

第5条 申請者は、写しの交付に当たり、条例第16条の規定による費用を負担するものとする。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行し、同日以後に請負契約を締結した建設工事について適用する。